

ヤミ金融にご注意



貸金業を行うには、営業所のある都道府県もしくは財務局で登録を行う必要がありますが、最近、その登録をせずに貸金業を行っている業者や、不当に高金利で営業している業者による被害が増えています。そのような悪質な貸付を行っている業者を一般に「ヤミ金融」と呼んでいます。

自宅へのダイレクトメールや街頭でのチラシ配布を行い「10万円を即融資」「無審査で金利5%」「借金を一本化して整理、500万円まで融資可能」などと書いた広告で消費者を勧誘しますが、実際に利用を申し込むと高金利なうえに暴力的、脅迫的な取り立てにあいがちです。

主な手口

紹介屋	借入れを申し込んだ人に対して「うちでは貸せないの、よそを紹介する」と言って他の業者(大手の場合が多い)に借りに行かせて、借入額の30%~50%の違法な手数料を払わせるというものです。
整理屋	多重債務者に対して「債務整理をしてやる」と言って多額の手数料を取り、実際には債務整理はほとんど何もしていない業者のことうです。
買取屋	借入れ申込者に対して、クレジットカードなどで高額の商品を買うよう指示し、その商品を購入額よりずっと安い額で買い取る業者のことうです。
090金融	店舗を持たず、広告や看板で宣伝するなどして、電話による融資の申し込みを受けるものです。

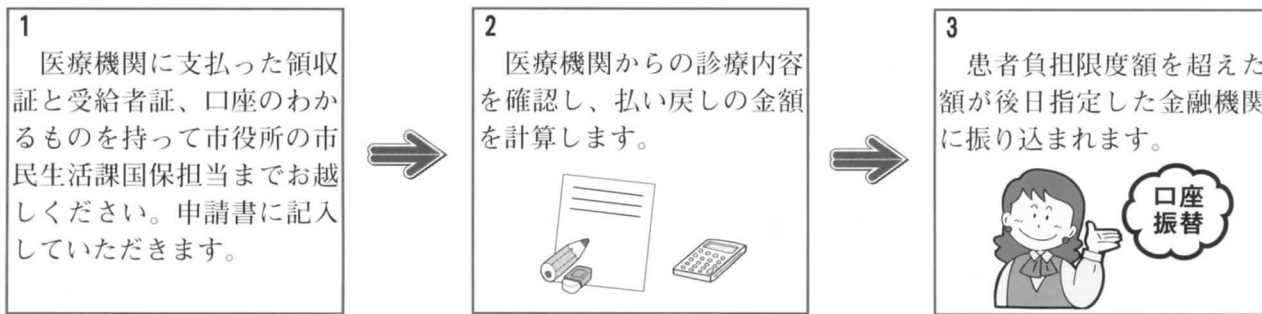
《業者を選ぶ時には》

- ◎貸金業者は登録制です。国の財務局長(金融庁)または都道府県知事の登録を受けなければなりません。登録番号を確認しましょう。
- ◎登録番号、業者名、住所、電話番号(固定の電話番号)が不明な貸金業者からは借りない。
- ◎電話やダイレクトメールなどの勧誘、借金を一本化して整理するなどの好条件に見える広告にだまされないこと、うまい話はありません。
- ◎金利条件、返済期間など貸付条件を必ず確認し、必ず契約書(借用書)をもらうこと。契約書(借用書)を出さない業者からは借りないこと。

老人保健からのお知らせ

患者負担の払い戻しには申請が必要です

医療費の患者負担が限度額を超えて払い戻しを受けるときは、次のとおりに申請手続きをします。



患者負担限度額

区分			外 来	入 院
一定以上課税所得が124万円以上の所得者			2割負担 自己負担限度額 40,200円	2割負担 自己負担限度額 72,300円+1%
一 般			1割負担 自己負担限度額 12,000円	1割負担 自己負担限度額 40,200円
低所得者	住民税非課税	Ⅱ	1割負担 自己負担限度額 8,000円	1割負担 自己負担限度額 24,600円
		Ⅰ		1割負担 自己負担限度額 15,000円

自分で申請できないとき

本人による払い戻しの申請が難しい場合は、家族や本人から委託を受けた方が代理で申請手続きをすることができます。

問合せ先

市民生活課 国保医療担当